

○北海道警察職員旅費取扱規程の運用について

令和8年3月25日

道本会第4241号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

北海道警察職員等が旅行する場合において道の経費をもって支給する旅費の取扱いについては、「北海道警察職員旅費取扱規程の運用について」（令3. 3. 22道本会第3937号。以下「旧通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、北海道職員等の旅費に関する条例及び北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第54号。以下「改正条例」という。）による北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号。以下「条例」という。）の改正等に伴う所要の見直しを行い、令和8年4月1日以降の運用に当たっては下記のとおり取り扱うこととしたので、適正な取扱いに努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。ただし、改正条例附則第2項の規定により改正条例による改正前の条例の規定を適用する場合には、旧通達に従って取り扱われたい。

記

解釈及び運用方針

項 目	解 釈 ・ 運 用
1 趣旨（第1条関係）	警察としての特殊な用務による旅行に対して支給すべき旅費については、訓令の定めるところにより取り扱うことを規定したものである。
2 旅行命令権者（第3条関係）	(1) 第2項関係 犯罪捜査等の場合において、その事務を主管する所属以外の職員にその用務のための旅行を委ねるような場合であっても、当該事務を主管する所属の旅行命令権者が他の所属の職員に旅行依頼することなく、その職員の所属する旅行命令権者が旅行命令を発するものとする。 (2) 第3項関係 ア 旅行命令権者に事故がある場合において、代理者を官職指定により定め、その職務を処理させるための規定である。「事故のため」とは、病気又は長期にわたる出張等のため、その執行すべき旅行命令等の発令に関する事務の執行ができない場合をいい、具体的には、 (ア) 官職指定による官職にある者が欠けた場合 (イ) 海外出張、休暇又は欠勤その他特別な事由により、長期間その職務を行うことができない場合 (ウ) 休職又は停職を命ぜられた場合 が該当する。 したがって、短時日空席にするからといって当然に代理者がその権限を行使すべきものではなく、旅費の支出に支障を来さない場合においては、可能な限り旅行命令権者に連絡してその命令によることとする。

	イ 旅行命令権者の代理者の基準は、北海道警察処務規程（昭和45年警察本部訓令第2号）第11条から第16条までの規定を準用して取り扱うものとする。 また、運転免許センター長の代理者は運転免許試験課長、警察本部及び方面本部の次席（次席に相当する者を含む。）の代理者は課長（課長に相当する者を含む。）とする。
3 初任科への入校に伴う移転に係る旅費（第5条関係）	「初任科」とは、北海道警察教養課程（平成13年警察本部訓令第33号）第6条第1項第1号に規定する課程をいう。
4 通勤手当との調整（第7条関係）	(1) 「旅行者」とは、条例第1条に規定する職員だけでなく、旅行命令等を受けた者全てを指すものである。 (2) 第7条ただし書の「特別の事情」とは、通勤手段の変更届を提出したが、通勤手当等の支給額の改定が行われる月の前月に旅行を行ったことにより該当する区間の定期券を所持しておらず、現に鉄道賃等を要する場合等が該当する。
5 宿泊費の調整（第8条関係）	(1) 「その周辺の施設」とは、第6条第2号アからウまでに掲げる者に随行して旅行する場合において、 ○当該者が私邸、別荘等に宿泊する場合 ○当該者が宿泊する宿泊施設が満室となり、やむを得ない事情により同一の宿泊施設に職員の宿泊場所を確保できない場合など、当該者と同一の宿泊施設に宿泊することができない場合において、職務を遂行する上で必要となる直近周辺に所在する宿泊施設をいう。 (2) 「現に当該宿泊に要した費用の額」とは、支払った宿泊料金を無条件に認めるということではなく、旅行命令権者が当該宿泊料金のうち必要最低限の額として認めた額をいう。 これを取り扱う場合には、概算で旅費を支給する際にあらかじめ見積書等を徴取しておくことが必要であるが、宿泊料金が不明の場合には、条例第14条の規定による宿泊費基準額又は旅行行程や日程表等から宿泊が予定される施設の予測される宿泊料金を支給し、旅行終了後に過不足額を精算すること。
6 宿泊手当の調整（第9条関係）	(1) 食事を提供する施設を有する警察学校の施設に宿泊する場合において、宿泊手当を調整する規定である。 (2) 「教育委託学生」とは、警察庁又は北海道警察と教育機関との間において委託契約を締結し、当該機関の学生として教育を受ける学生をいう。 (3) 「警察学校の施設」とは、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第

	4号)第2条に規定する警察大学校、法科学研修所、皇宮警察学校、管区警察学校、警視庁警察学校及び道府県警察学校をいう。 (4) 警察学校における教育訓練に必要な旅費については、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第2条第2号の規定により国庫が支弁することとされていることから、本規定を適用することとなる道費で支弁する旅費は、教育訓練のため入校する前日に警察学校の施設に宿泊する場合、教育訓練に該当しない職場教養(講習会、研修会等)のため警察学校の施設に宿泊する場合等が該当する。
7 証人等の旅費 (第10条関係)	(1) 第1項関係 「証人、鑑定人、参考人、通訳、講師」は例示であって、「その他これらに類する者」には、警察庁又は都道府県警察の依頼又は要求に応じて公務の遂行を補助するために旅行する者の全てを含む。 なお、本項ただし書の規定により、相当すると認められる職務にある職員の例に準じて計算した額を支給しようとする場合において、特定職員の職務に相当する職務として旅費を支給しようとするときは、次に掲げる場合を除き、条例第25条の規定により知事への協議が必要であるので、警察本部長に(札幌方面以外の方面の各所属にあっては、当該方面本部長を経由の上で警察本部長に)その旨を申請するものとする。 ア 国家公務員のうち指定職の職務又はこれに相当する職務以上の職務にある者 イ 職員以外の者(アの事項の国家公務員を除く。)で、次に掲げる職務に在職したことがある者 (7) 北海道知事等の給与等に関する条例(昭和22年北海道条例第9号)、北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年北海道条例第67号)、北海道公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和42年北海道条例第6号)及び北海道病院事業管理者の給与等に関する条例(平成29年北海道条例第2号)の適用を受ける職務 (イ) 北海道特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年北海道条例第64号)において、知事の旅費相当額の旅費を支給することとされている職務 (ウ) 国家公務員のうち指定職の職務又はこれに相当する職務以上の職務 (2) 第2項関係 一般民間人を表彰するために呼び寄せる場合の旅費等、条例第3条第5項の規定により支給する旅費についての規定である。
8 他の経費から 旅費の支給を受 ける場合の旅費	(1) 「道の経費以外の経費から支給される旅費に相当する額」とは、条例第8条に規定する旅費の種類に相当する旅費の額をいう。例えば、片道の鉄道賃を他から支給される場合において、その額が道か

(第12条関係)	ら支給を受けるべき当該片道の鉄道賃の額に満たない場合であっても、それらの片道の鉄道賃の差額は支給しないものとする。すなわち、旅費の種類ごとに分けて他から支給を受ける旅費の種類の部分を控除して支給することになる。 (2) 少年を護送する職員の旅費は原則として道警察において負担することとするが、関係家庭裁判所において負担した場合は本条を適用し、旅費を支給しない。 また、少年の旅費については、事前に関係家庭裁判所と協議し、家庭裁判所において負担できない場合に限り道警察において負担する。
-----------------	---